

平成21年4月17日

各 位

会社名 北雄ラッキー株式会社
代表者名 代表取締役社長 桐生 泰夫
問合せ先 取締役副社長管理部管掌 鴻野 英樹
TEL (011) 643-3301

内部統制システム構築の基本方針一部改訂について

当社は平成21年4月17日開催の取締役会において内部統制システムの構築に係る基本方針について、平成18年5月19日の取締役会決議の一部を改訂し下記のとおり定めましてのお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、かかる体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保並びにリスク管理に努め、内部統制システムの構築を図る。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、その精神を役職者をはじめ、グループ全社使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業行動の原点とすることを徹底する。

その徹底を図るための横断的組織として、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し当社グループのガバナンスの強化に努める。

さらに、コンプライアンスの取組みを推進するために「コンプライアンス室」を設置し、役職員に対するコンプライアンスの強化及び浸透を図る。

また、法令及び社内規程並びに社会規範に反する行為等を早期に発見し是正することを目的に「内部通報制度運用規程」を制定し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については法令及び社内規則（文書管理規程、秘密情報・個人情報保護規程、稟議規程等）に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役・監査役・会計監査人等が閲覧、監査可能な状態にて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体の事業、経営に関するリスクを総括的に管理するため、内部統制委員会及び担当部署にて、リスク管理の基本方針や管理体制を定めた「リスク管理規程」に従いリスクを総括的に管理する。内部統制委員会及び各担当部署の長は、リスク管理の状況を必要に応じて取締役会に報告する。

また、各部署の業務に係るリスクについては、それぞれの担当取締役が既存の社内規則・ガイドラインを整備し、関連規程に基づきリスク管理体制を確立する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、各部署担当取締役は経営計画に基づいた各部署が実施すべき具体的施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。

各担当取締役は取締役会に報告し、取締役会は施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ全体の経営管理を行うため、毎月当社取締役会に子会社の営業実績一覧表を提出し、経営課題及び情報を共有化する。

当社の子会社管理に関する「関係会社管理規程」に基づき、関係会社担当部署は子会社の業務管理体制及びコンプライアンス・リスク管理体制に関し状況に応じて適切な指導を行う。

また、当社の監査役と内部監査室は必要に応じて会計監査及び業務監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名して置くことができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、業務または業績に影響を与える重要事項、法令違反行為等、取締役会に付議すべき重要な事項及び内部監査の実施状況について監査役に報告するものとする。

監査役は取締役会及び必要な都度重要会議に出席するとともに重要文書の閲覧並びに取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、「監査役監査基準」及び「監査役会規程」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保する。

以上